

事故が起こった場合の手続き

※事故が起こった場合は、遅延なく取扱代理店または下記にご連絡ください。  
**あいおいニッセイ同和損保あんしんサポートセンター**  
**0120-985-024 (無料)**  
 ※保険金を請求する際には、必ず、ホールインワン・アルバトロス費用の支払を証明する領収書と下記「ホールインワン等を証明する書類または証拠」の提出が必要となります。

- 受付時間：【24時間365日】
- IP電話からは0276-90-8852(有料)におかけください。
- おかけ間違いにご注意ください。

【事故の際の連絡事項】 および【ホールインワン・アルバトロス(以下「ホールインワン等」といいます)費用】のご注意

●事故発生に日時・場所 ●事故の状況 ●被害者の住所・氏名 ●保険証券番号 ➢ ホールインワンまたはアルバトロスを達成されたとき ●達成した日時・場所・ホールナンバー ●同伴競技者の住所・氏名 など	対象となるホールインワン等	ホールインワン等を証明する書類または証拠		
【保険金を請求される際に必要な書類】 ➢ ホールインワン・アルバトロス費用以外の保険金を請求される場合	①次のア.、イ.の両方が目撃(注)したホールインワン等 ア. 同伴競技者 イ. 同伴競技者以外の第三者(具体的には次の方をいいます)  同伴キャディ、ゴルフ場使用人、ワン・オン・イベント業者、ゴルフ場で工事中の造園業者、先行・後続組のプレーヤー、ゴルフ場内の売店運営業者など	同伴競技者以外の第三者が署名または記名押印した引受保険会社所定のホールインワン・アルバトロス証明書	同伴競技者が署名または記名押印した引受保険会社所定のホールインワン・アルバトロス証明書	被保険者がホールインワン等を達成したことが確認できるビデオ映像等
	②ホールインワン等の達成が客観的に確認できるビデオ映像等があるホールインワン等	被保険者がホールインワン等を達成したことが確認できるビデオ映像等		
●引受保険会社所定の保険金請求書 ●事故証明書 ●示談書 ●診断書 ●修理見積書 ●その他引受保険会社が必要とする書類 など (注)発生場所がゴルフ場の場合は、ゴルフの証明書が必要となります。	③公式競技において、上記①ア.、イ.のいずれかの目撃(注)があるホールインワン等	同伴競技者または同伴競技者以外の第三者が署名または記名押印した引受保険会社所定のホールインワン・アルバトロス証明書		
	★ご注意：キャディ帯同のない「セルフプレー中」の場合は、原則として、保険金のお支払い対象となりませんのでご注意ください。ただし、同伴競技者以外の第三者の目撃(注)がある場合またはホールインワン等の達成が客観的に確認できるビデオ映像等がある場合にかぎり、保険金をお支払いします。 (注)目撃とは、打ったボールがホールにカップインしたことをその場で確認することをいいます(達成後に呼ばれてカップインしたボールを確認した場合は「目撃」に該当しません)。			

ご注意

- このパンフレットはゴルファー賠償責任保険特約セット 団体総合生活補償保険の概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。また、詳しくは「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。
- この保険は日本パーカライジング株式会社を保険契約者とし、日本パーカライジング株式会社・グループ会社の役職員を加入者とするゴルファー賠償責任保険特約セット 団体総合生活補償保険の団体契約です。
- この保険の「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」および保険証券は保険契約者(日本パーカライジング株式会社)に交付されます。
- お申込みの際は、加入申込票に記載されている各項目(年齢・他の保険契約等の有無など)について正しくご記入ください。
- ご加入時にすでに被っているケガは、告知の有無にかかわらず、保険金お支払いの対象とはなりません。また、加入申込票記載事項(年齢・他保険加入状況・保険金請求歴等)等により、ご契約のお引受けをお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。
- 他の保険契約等の有無については、危険に関する重要な事項の告知事項として加入申込票に記入していただきます。正しく記入していただかなかった場合には、ご契約を解除することがありますのでご注意ください。
- 事故が起こった場合、遅滞なく(ゴルファー傷害補償特約をセットした契約でケガに関する事故が発生した場合は30日以内に) 取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がない場合、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
- 重複契約に関する注意事項
  - ①賠償損害、用品の損害、ホールインワン・アルバトロス費用については、補償内容が同様の保険契約(団体総合生活補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます)が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。  
※複数あるご契約のうち、これらの特約を一つのご契約のみにセットしている場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。
  - ②ホールインワン・アルバトロス費用については、この費用を補償する他の保険契約等(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます)を複数加入されても、お支払いする保険金の額は、それらのご契約のうち最も高い保険金額が限度となります。それぞれの保険契約等から重複して保険金はお支払いできませんので、ご注意ください。
- ご加入内容の変更または継続しない旨のお申し出のない限り、保険契約の満了する日と同一内容で継続加入のお取扱いをいたします。この場合、継続後の保険料は、継続日現在の保険料率によって計算されます。(ご注意)保険金請求事故が多発した場合などについては、ご継続を中止させていただくことがあります。

【お問合わせ先】

【取扱代理店】

株式会社 雄元 (担当:寺本 山林 伊藤)  
 〒103-0027 東京都中央区日本橋2-16-8  
 TEL 03-3278-4593 FAX 03-3281-3620  
 ULR <https://yuugen-hoken.com/>

← こちらからも代理店HPへアクセスできます

【引受保険会社】

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社  
 東京企業営業第一部 営業第一課  
 〒103-8250 東京都中央区日本橋3-5-19  
 TEL 03-6748-7831 FAX 03-6748-7835

団体ゴルファー保険のご案内

ゴルファー賠償責任保険特約セット 団体総合生活補償保険

ゴルフを楽しまれるアマチュアゴルファーのための保険です。  
 ゴルフ場や、練習場での万が一の場合にお役に立ちます！



団体割引  
20%適用

★加入者数の増減により、次年度の団体割引率が変動する場合があります。

申込締切日：令和4年3月31日(木)

保険期間(ご契約期間)： 令和4年5月30日(月)午後4時から 1年間

※前年同一コースにて継続加入の方は、「自動継続扱」となりますので、加入申込票のご提出は不要です。



←重要事項のご説明



←お支払いする保険金および費用保険金のご説明

重要事項ご説明・お支払いする保険金および費用保険金のご説明は上記より読み込みご確認ください。上記コードからご確認できない場合は取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。

【取扱代理店】 株式会社 雄元

【引受保険会社】 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社





# 次のような場合に、保険金をお支払いします!!

## 補償の概要

### 法律上の賠償責任(\*) (ゴルファー賠償責任保険特約)



ゴルフの練習中、競技中または指導中に発生した偶然な事故により他人の身体の障害または他人の財物の損壊について法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合、保険金をお支払いします。

(示談交渉サービス付き)

### ご自身の傷害 (ゴルファー傷害補償特約)



ゴルフ場敷地内において、ゴルフの練習中、競技中または指導中に急激かつ偶然な外来の事故によってその身体にケガを被った場合、各保険金をお支払いします。

### 用品の損害 (ゴルフ用品補償特約)



ゴルフ場敷地内において、ゴルフ用品に次のいずれかによって損害が発生した場合、保険金をお支払いします。

- ①ゴルフ用品の盗難(注)
- ②ゴルフクラブの破損または曲損

(注)ゴルフボールについては、他のゴルフ用品と同時に発生した場合のみ補償対象となります。

### ホールインワン・アルバトロス費用 (ホールインワン・アルバトロス費用補償特約 (団体総合生活補償保険用))



日本国内の9ホール以上を有するゴルフ場において、ゴルフ競技中にホールインワンまたはアルバトロスを達成し、費用を負担した場合、保険金をお支払いします。(実費)

※右記「ホールインワン・アルバトロス費用補償についてのご注意」をご参照ください。

### (\*) 示談交渉サービス

日本国内において発生したゴルファー賠償責任保険特約の対象となる賠償事故について、被保険者のお申出があり、かつ被保険者の同意が得られれば、引受保険会社は原則として被保険者のために示談交渉をお引き受けいたします。なお、次のいずれかの場合は引受保険会社による示談交渉を行うことができませんのでご注意ください。

- ・1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額がゴルファー賠償責任保険特約で定める保険金額を明らかに超える場合
- ・相手の方が引受保険会社との交渉に同意しない場合
- ・相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合
- ・被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合

※補償内容および保険金をお支払いできない主な場合については「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご覧ください。

### 用語のご説明

- ・この保険におけるゴルフとは、ケイマンゴルフ、ターゲット・バード・ゴルフ、バターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツを除きます。
- ・この保険におけるゴルフ場とは、ゴルフの練習または競技を行う施設で、かつ、施設の利用が有料(注)のものをいいます。  
(注)有料とは、利用にあたり料金を請求されることをいい、その名目は問いません。
- ・この保険におけるゴルフ場敷地内とは、ゴルフ場として区画された敷地内をいい、駐車場および更衣室等の付属施設を含みます。ただし、宿泊のために使用される部分を除きます。
- ・この保険におけるゴルフの練習、競技または指導とは、ゴルフの練習中、競技中、指導中に付随してゴルフ場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。

## 保険金額(ご契約金額)と保険料

ご希望の加入セットをお選びください。

傷害入院保険金支払対象期間180日・支払限度日数180日・免責期間0日  
傷害通院保険金支払対象期間180日・支払限度日数30日・免責期間0日

加入セット名	Aコース	Bコース	Cコース	Dコース
ゴルファー賠償責任保険金額 (免責金額0円)	1億円	1億円	1億円	1億円
傷害死亡・後遺障害保険金額	550万円	550万円	550万円	550万円
傷害入院保険金日額	8,000円	8,000円	8,000円	8,000円
傷害手術保険金	傷害入院保険金日額の10倍(入院中)または5倍(入院中以外)			
傷害通院保険金日額	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円
ゴルフ用品保険金額	15万円	15万円	15万円	15万円
ホールインワン・アルバトロス 費用保険金額	30万円	40万円	60万円	—
一時払保険料(年間保険料)	5,560円	6,610円	8,730円	2,380円

※記載の保険料は、被保険者数が1,000名以上5,000名未満(団体割引20%適用)、損害率による割増5%適用にて算出しております。  
※このパンフレットの保険料は前年のご加入人数により決定した団体割引20%、および前年度の契約保険料とお支払いの保険金などにより算出された割増5%を適用しております。次年度以降、割増率が変更となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

ご加入要領	■保険期間 (ご契約期間)	令和4年5月30日午後4時から令和5年5月30日午後4時まで1年間
	■被保険者 (補償の対象となる方)	下記①、②の中からお選びいただいた方となります。 日本パーカライジング株式会社・グループ会社の ①役員・社員ご本人 ②ご本人の配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹、同居の親族 ※ゴルファー賠償責任保険金については、被保険者が責任無能力者の場合、その方に関する事故については、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する親族を被保険者とします。
	■申込締切日	令和4年3月31日(木) 必着
	■ご加入手続き	加入申込票に必要事項をご記入のうえ、申込締切日までに【株式会社 雄元 保険部】までご提出ください。 ●新規加入・内容変更の場合…加入申込票に必要事項を記入して、ご署名のうえ、ご提出ください。 ●継続加入の場合…特にお申し出のない場合、前年度と同一補償内容にて継続扱とさせていただきますので、加入申込票のご提出は不要です。 ●脱退の場合…加入申込票の「継続しない」に「○印」をして、ご署名のうえ、ご提出ください。
	■保険料払込方法	令和4年7月給与にて天引きさせていただきます。

### ホールインワン・アルバトロス費用補償についてのご注意

保険金お支払いの対象となるホールインワンまたはアルバトロスは、日本国内のゴルフ場において、同伴競技者1名以上とパー35以上の9ホール(ハーフ)を正規にラウンドした場合のもので、次の①および②の両方が目撃(\*)したものに限りです。

- ①同伴競技者
  - ②同伴競技者以外の第三者(具体的には右記の方をいいます)  
(ご注意)キャディ帯同のない「セルフプレー中」の場合は、原則として、保険金のお支払い対象となりませんのでご注意ください。ただし、同伴競技者以外の第三者の目撃(\*)がある場合にかぎり、保険金をお支払いします。
- ※上記にかかわらず、次の場合のホールインワンまたはアルバトロスもお支払いの対象になります。
- ・公式競技において、上記①または②のいずれかの目撃(\*)がある場合
  - ・ホールインワンまたはアルバトロスの達成が客観的に確認できるビデオ映像等がある場合
- (\*)目撃とは、打ったボールがホールにカップインしたことをその場で確認することをいいます(達成後に呼ばれてカップインしたボールを確認した場合は「目撃」に該当しません)。

<同伴競技者以外の第三者>  
同伴キャディ、ゴルフ場使用人、ワン・オン・イベント業者、ゴルフ場で工事中の造園業者、先行・後続組のプレーヤー、ゴルフ場内の売店運営業者 など